**念　書**

1. 離婚の合意

夫・○川○男と妻・○川○子は、協議離婚することに合意し、下記の通り離婚協議書を取り交わした。

2. 離婚届

妻・○川○子は、各自署名捺印した離婚届を〇年〇月〇日までに〇市役所に提出する。

3. 子どもの親権と監護権について

夫・○川○男と妻・○川○子の間に生まれた未成年の子である長男・里川節也（〇年〇月〇日生）の親権者を○川○子と定める。

妻・○川○子は、長長男・里川節也の監護権者となり、成年に達するまで引き取り養育する。

4. 養育費について

・夫・○川○男は、妻・○川○子に対し、長男・〇川〇也の養育費として〇年〇月〇日から長男・〇川〇也が成年に達する日の月まで、毎月末日に金○○万円を妻・〇川◇子の指定する口座へ、振込送金の方法で支払う。

・振込手数料は、夫・○川○男が負担する

・長男・〇川〇也が成年に達した以降も、大学などに在籍していた場合には、夫・○川○男と妻・○川○子で協議し、養育費の支払いを終える期日について話し合う。

夫・○川○男上記養育費は、物価の変動その他の事情の変更に応じて、夫・○川○男と妻・○川○子で協議をして増減できる。

5. 面会交流について

・夫・○川○男は、毎月2回第1および第3日曜日の午前11時から午後3時まで長男・〇川〇也と面会交流することができる。

・面会交流の場所、方法については長男・〇川〇也の福祉を最優先として、事前に協議し決定する。

・送り迎えは○○の方法で行う。

・長期休暇の場合については、長男・〇川〇也の福祉を最優先として3日から1週間とする。

・遠出についてはその都度話し合う。

・祖父母との面会についてはその都度話し合う。

・プレゼント・小遣いはその都度話し合う。

・行事への参加・見学の可否はその都度話し合う。

・手紙や電話、メールなどのやり取りは妻・○川○子の承諾を得てから行う。

・子どもの写真の交換は不定期に行うこととする。

6. 慰謝料について

・夫・○川○男は妻・○川○子に対して、慰謝料として金○○万円の支払義務があることを認める。

慰謝料がない場合には下記のように記載します。

・夫・○川○男と妻・○川○子は、慰謝料の支払い義務が存在しないことを確認する

・慰謝料の支払いは、〇〇回に分割して支払う。

・慰謝料の支払い期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとし、毎月末日金〇万円を、妻・○川○子の指定する口座へ、振込送金の方法で支払う。

・振込手数料は、夫・○川○男が負担する

・夫・○川○男に下記の事由が生じた場合は、妻・○川○子に対して残金を直ちに支払う

・ 分割金の支払いを1回でも怠ったとき

・ 他の債務について、強制執行、競売、執行保全処分に受け、あるいは税金の滞納処分を受けたとき。

・ 破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。

・ 妻・○川○子の責めに帰することができない事由によって、所在が不明となったとき。

7. 財産分与について

・夫・里川○川○男は妻・○川○子に対して、財産分与として金○○万円を支払う。

・財産分与の支払いは一括で行う。

・財産分与の支払期日は〇年〇月〇日とし、妻・〇川◇子の指定する口座へ、振込送金の方法で支払う。

・振込手数料は、夫・○川○男が負担する

8. 通知

夫・○川○男と妻・○川○子は、住所、居所、連絡先を変更したときは、遅滞なく書面により相手方にこれを通知する。

9. 裁判管轄

本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を妻・○川○子の住所地を管轄する裁判所をもって合意管轄とする。

10. 清算条項

夫・○川○男と妻・○川○子は、上記の各条項の外、名義の如何を問わず金銭その他の請求を相互にしないこと、及び夫・○川○男と妻・○川○子以外の者が本件合意内容には一切干渉しないことを相互に確認する。

11. 公正証書作成への協力について

・夫・○川○男と妻・○川○子は、〇年〇月〇日までに本協議書を内容とする公正証書を作成することに合意して、相互に公正証書手続きに協力するものとする。

上記のように合意したので、本書2通を作成し、夫・○川○男と妻・○川○子は各自署名押印のうえ、1通ずつ所有する

令和〇年〇月〇日

住所

○川○男

住所

○川○子